

八ッ場ダムさいたま地方判決に対する抗議声明

2010年7月14日

1 本日、さいたま地方裁判所第四民事部（遠山廣直裁判長）は、八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を言い渡した。判決は、原告の主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように原告らの主張を退けた。

記

(1) まず、本件判決は、被告埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を違法に怠っているとの主張については、地方公営企業法上、埼玉県公営企業管理者にはダム使用権の設定申請を取り下げる権限がないとし、訴えを却下した。

(2) 次に、本件判決は、八ッ場ダムの利水上の必要性について、原告らの主張する水需要の予測、供給能力の評価及び八ッ場ダムによる水源の確保が不要であるとの評価が一つの評価としてあり得るとし、また、農業用水転用水利権について、非かんがい期の取水が現実には制限されておらず、水利権について本来予定されている取扱いと実態との間にはかい離がある点を指摘しながらも、非かんがい期について水源を八ッ場ダムから手当てし、水の安定的供給を確保することが不合理とまでは言えないとして、原告らの主張を斥けた。

(3) また、本件判決は、治水については原告らの主張を真摯に検討せず、国交省の説明をそのまま受け入れ、予算施行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵を有するといえるほど八ッ場ダムに治水上の利益がないとまで認めることはできないとし、原告らの請求を棄却した。

(4) さらに、貯水池周辺の地滑り等の危険性については、現在の地滑り対策が十分であるといえないとしても、対策の再検討が行われ修正が加えられていく予定であることを踏まえると、少なくとも現時点において公金支出を不合理ならしめるほどの危険性があるとまでは認められないとし、本件支出命令が違法であるとは言えないとした。

2 以上のような本件判決の判断は、原告らの主張をまともに受けとめようとしないので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。

3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、原告らは、東京高等裁判所へ控訴手続きを行うとともに、地都県の住民訴訟の原告らとともに手を携え、引き続きたたかい続けることを表明する。

今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 原告団

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 弁護団